

平成 13 年 5 月 22 日
農林水産省総合食料局
国 際 調 整 課

セーフガード暫定措置に関する特定貨物関税割当て（第 2 次） について

WTOセーフガード協定等に基づき、ねぎ、生しいたけ及び畳表（以下「3 品目」という。）のセーフガード暫定措置に関する特定貨物関税割当てについて、第 2 次割当てを行うこととなりましたので、3 品目の申請に当たっての申請資格者及び申請手続き等を予めお知らせします。今回の割当てをもって政令で定められた数量の全てを割り当てることとなります。

なお、詳細な申請手続き、申請書類の様式等については、5 月 25 日に公表予定の関税割当公表で定めます。（通商弘報、経済産業公報、農林水産省ホームページに掲載予定。）

1. 割当数量

ね	ぎ	2,691 ト
生しいたけ		4,001 ト
畳	表	3,974 ト

2. 割当申請資格者

3 品目のいずれかの販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、次のすべての条件を満たす者。

- （1）平成 10 年 1 月から平成 13 年 3 月までの期間において、少なくとも 1 回以上の当該品目の輸入通関実績を有する者
- （2）当該品目を自ら輸入することが、確実であると認められる者

3. 割当申請書等提出期間

申請書等の提出期間は、平成13年6月11日(月) から平成13年6月15日(金) までの5日間。

4. 提出時間

午前10時から正午及び午後1時から5時

5. 提出場所

東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省内

6. 申請書類

- ① 特定貨物関税割当申請書
- ② 証明書分割申請書（必要な者のみ）
- ③ 輸入通関実績表
- ④ 輸入通関集計表
- ⑤ 販売計画書
- ⑥ 申請者の全ての輸入通関実績を証する書類（輸入申告書（輸入許可通知書を含む。）、インボイス等）
- ⑦ 会社の登記簿抄本（個人にあっては住民票）

7. 申請書類の提出免除について

13年度第1次公表（平成13年4月18日付）に基づき申請書等を提出した者で前回申請書等を提出した時点から内容に変更がない場合は、上記書類③から⑦を再度提出する必要はありません。

8. 申請手続きについて

（1）郵送の場合

13年度第1次公表（平成13年4月18日）に基づき申請書等を提出した者で、前回申請書等を提出した時点から内容に変更がない場合は、①及び②の書類による申請を郵送にて行うことができます。この場合、「書留」で受付期間内に下記各品目担当課に必着するようにするとともに、郵送した旨を同担当課に必ず連絡願います。

(2) 郵送が認められない場合

13年度第1次公表に基づき申請書等を提出した者で前回申請書等を提出した時点から内容に変更がある場合、あるいは今回初めて申請する者については郵送は認められません。

9. 割当基準

過去の輸入実績・販売計画等に基づき決定します。

10. 特定貨物関税割当証明書の発給日

6月27日(水)に発給を予定しています。

問い合わせ先

農林水産省 (代表 03-3502-8111)

総合食料局国際調整課	担当者	加藤晴、大道 (内線 3298,3299)
ね ぎ：生産局野菜課	担当者	辻山、渡辺 (内線 3584,3583)
生しいたけ：林野庁特用林産対策室	担当者	小野寺、大竹 (内線 6145,6147)
畳 表：生産局特産振興課	担当者	片山、長友 (内線 3684,3697)